令和元年度　入札監視委員会議事概要

陸上自衛隊

開催日及び場所	令和元年６月１２日(水)　福岡第２合同庁舎１０階　共用打合室４
委　　員	牧角　龍憲（大学教授）　　松藤　泰典（大学名誉教授） 諏佐　マリ（大学准教授）　　柴田　祐二（公認会計士） 多川　一成（弁護士）

Ⅱ 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日
審議対象件数	２０，６２６件

１．入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

抽　出　件　数	４ 件	（審議概要） １　発注実績について ２　抽出事案について
一　般　競　争	２ 件	
指　名　競　争	０ 件	
随　意　契　約	２ 件	

	意 見・質 問	回　　答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	【発注実績について】 ・ 落札率の記載がないものがあり、かつ、単価契約に集中しているのは何故か。	・ 単価契約のうち、各品目ごとに落札業者を決定し、契約書作成時に、業者単位で落札品目をとりまとめて契約しているものである。品目ごとに落札率は異なり、平均値を算出することが適当ではないと考え、落札率を記載していない。
	【抽出事案について】 １〔給食業務の部外委託、食器洗浄及び清掃作業部外委託〕 （一般競争契約）（複数者応札） ・ 予定価格及び入札の経緯について説明されたい。	・ 本件は、陸上自衛隊福岡駐屯地において、官側の指示に従い、調理・配食及び清掃等を行う部外委託業務である。予定価格については、福岡地区における求人賃金と市場価格調査を

	意 見・質 問	回　　答
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等		併用して積算した。また、それと合わせて29年度から30年度の福岡県における最低賃金の上昇率を29年度の実績額に対して乗じて、両者を比較し、安価であった実績額を予定価格とした。 入札は、4者が参加し、1回目の入札は予定価格に達せずに不調となった。郵便による入札が1者あったため、2回目は日を改めて実施し、落札業者を決定した。なお、落札業者以外は辞退であった。 また、入札参加業者を増やすために、2等級下位まで参加資格を緩和するとともに、福岡に加えて、飯塚及び小倉駐屯地における同委託業務についても福岡駐屯地において同一日に入札を行った。
	・ 小倉及び飯塚駐屯地分の予定価格も同様に、実績額に対して上昇率を乗じているのか。	・ 他の契約担当官の所掌となるため、当方では承知していない。
	・ 予定価格について、不落を考慮した対策はどのように考えているのか。	・ 30年度は実績価格を採用したが、31年度は実績価格では対応できない情勢等を考慮し、市場価格を基礎とした。
	・ 同一日に実施した他の駐屯地分の入札はどのような状況だったのか。また、入札参加業者は同じであったのか。	・ 飯塚駐屯地については、1回目の入札で落札している。 駐屯地の規模が異なるため、福岡駐屯地分に応札しながら、他の駐屯地分には応札しなかった業者もある。
	・ 3か所の駐屯地の入札を同一日に実施し、業者が入札に参加しやすいようにしたとのことであったが、前年度までは異なるやり方だったのか。また、結果的に参加業者は増えたのか。	・ 複数の駐屯地の案件を同日に入札を実施したのは、30年度が初めてであり、前年度までは、各駐屯地ごとに入札日を設定し、入札していた。結果的に、入札参加業者は増えた。
	・ 落札した業者の格付けは何等級か。	・ C等級である。
	・ 入札参加資格を2等級下位まで緩和したとのことであったが、緩和したから入札に参加できたということか。	・ 金額的には入札参加資格はA等級であるので、そのとおりである。
	・ 入札参加資格がA等級のみとした場合、参加業者数はいくつだったのか。	・ 入札参加資格がA等級だけであれば、本件では入札参加業者はいなかった。

	意 見・質 問	回　　答
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	・ 今回の緩和策は、今後も継続するのか。	・ 今後も継続する予定である。
	・ 入札参加資格の緩和は効果が大きいので規則上使えるのであれば使って頂きたい。	・ 入札参加資格の緩和はできるだけ検討していきたいと考える。
	2〔陸上自衛隊前川原駐屯地で使用する電気〕 （一般競争契約）（複数者応札） ・ 落札率が低いうえ、4者の応札者があり、競争性が高い。公告や業者への周知など、何か工夫をしたのか。	・ まず、参加資格要件の緩和は実施していない。公告については、過去に公告期間が14日間の場合は、1者応札の契約もあったが、今回は公告期間を21日間と長く設定したことによって、複数者の応募があったのではないかと推察される。また、業者への周知は一切、行っていない。
	・ 落札者以外の業者の応札率も全般的に低い。予定価格算定において市場価格を基礎としたと思うが、適切と言えるのか。	・ 予定価格を積算するにあたり、市場価格調査を行い、見積を徴取した。本件では、2者の協力を得たが、共に約款の金額であり、それを基礎として、予定価格を積算するしかなかった。
	・ 業者見積として、約款の金額でしか出てこなかったため、それを市場価格とせざるを得なかったということか。	・ そのとおりである。
	・ 市場価格は約款に記載されている金額であるが、実際は、割引きされた金額で入札されている。入札金額と市場価格とは差があるということか。	・ 業者は、約款に記載されている金額を市場価格とし、割引きされた金額は市場価格調査では出てこない。入札時は割引きされた金額であった。
	・ 例年は、どのような状況か。	・ 2者の協力を得たが、本件の市場価格と同様、約款での金額の見積を提出し、入札時は割引きされた金額であった。
	・ 他地区の電力会社が入札に参加しているが、いつからか。	・ 30年度から参加している。過去5年間は参加をしていない。
	・ 他地区の電力会社が参加してきたのはHPの活用と公告期間を21日間とした効果があったのかと思われる。今後もこのような形で行うのか。	・ 31年度もHPの活用と公告期間を20日間以上で設定した。今後もこのような形で実施したいと考える。
	・ 入札は、紙で行われるのか。	・ 紙で行っている。郵便による入札もあった。

	意 見・質 問	回　　答
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	・ 郵便入札がある場合、入札の場に1者しかいなくとも、1者応札となるかどうかは参加業者には応札まで分からないという理解で良いか。	・ 応札の際に郵便入札がある旨を発表するので、1者かどうかはその時に初めて参加業者に分かることになる。
	3 〔日米共同対艦戦闘訓練支援役務〕 （随意契約） ・ 予定価格、役務内容及び随意契約とした経緯について、説明されたい。	・ 契約の履行終了前では、実績が確定できないため、当初、概算契約とし、業者の単価レートで見積られたものを防衛装備庁が定めているレートを適用し、官側で査定を行い、予定価格を積算している。 　履行完了後、業者から提出された実績価格報告書と防衛装備庁が定めているレートに基づき精算した。 　また、本件は、契約相手方が開発したシステムを用いた役務であり、各種装置の操作、保守点検及び緊急時の修理等が役務内容である。他に履行可能な業者はおらず、調達審査会を経て随意契約としたものである。
	・ 調達審査会の委員構成に部外の方はいるのか。また、客観性や中立性を保証する規定があるのか。	・ 部外の方はいない。契約担当側及び調達要求担当側、並びにそのどちらにも属さない第3者的立場の隊員で構成している。契約側及び調達要求側以外の、調達業務に恒常的に関与していない部内の隊員を含めれば良いとの通達がある。それに則り、委員構成を行っている。
	・ 調達審査会開催結果報告に、意見等として、随意契約で問題の無い旨の意見提出と書かれている。三菱重工業以外に履行可能な業者がいないということであれば、法律上の根拠として会計法29条の3第4項の競争性がない場合は随意契約ができる条項があるので、法律上の根拠を結果報告に書くと分かりやすいのではないか。	・ 記載するよう改善する。
	・ 予定価格に記載のある課税対象外とは基本的にはどういうものか。	・ 海外における履行部分である。
	・ アメリカでの履行部分は精算時に、ドルを日本円に換算するのか。また、精算は日本円で行うのか。	・ 業者からの実績報告の段階で換算されてくる。それを官側で査定している。

	意 見・質 問	回　　答
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	・ 商議記録はどういうものか。	・ 業者との価格交渉の記録である。
	4 〔平成30年度「職業能力開発」「財務会計」「パソコン」講習役務〕 （随意契約） ・ 企画競争の内容、評価基準及び決定の経緯について説明されたい。	・ 本件は、定年退職する自衛官に対して再就職及び将来の人生の歩みについて、定年退職者本人が決定できるように教育を実施するものである。 評価基準については、「職業能力開発」「財務会計」「パソコン」の各課目に対して、まずは、課目成果の具体的な再就職準備への反映。次に、再就職の成否が及ぼす影響への認識。最後に、退職自衛官が企業から求められる役割の認識。以上3点について、被教育者に具体的に考察・認識させることである。 各者から提出された企画提案書の審査を行い、各者の実績等と合わせて得点を付与し、順位を付け、合計点が1番高い者と随意契約とした。
	・ 企画提案書を審査するとのことであるが、それは仕様書に基づいて作成するか。	・ 仕様書に基づいて作成する。この他にも説明会を開催し、必要事項を示している。参加を表明した業者の資格審査・技術審査を行い、審査を通過した業者に対し、企画競争説明会を開催する。その中で企画提案に必要な仕様の細部、企画競争の審査要領等を具体的に説明している。
	・ 本件も随意契約なので調達審査会を経ている。調達審査会が審査する案件の幅は相当広い印象があるが。	・ 予決令第99条に規定する随意契約できる範囲の金額を超えるものについては基本的にはすべて開催している。
	・ 前の案件同様、結果報告に法的根拠を明示した方がよい。	・ 記載するよう改善する。
	・ 随意契約ではあるが、決定に至るまでに企画提案書による競争があるということか。	・ 公示を行い、説明会には5者が参加した。うち1者が企画提案書の提出を辞退したため、4者の企画提案書を審査し、各者の点数を算出した。
	・ 次の年度も同じような形で審査をするのか。また、これまでも今回の契約相手方が受注しているのか。	・ 契約要領は同じである。29年度以前の契約は別の業者が受注している。

委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし